

20. 艙内清掃料金表

(本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この艙内清掃料金は、船艙内の清掃作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

前積貨物名	種 類	金 額	
		普通清掃	水洗清掃
穀 飼	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	57.00	83.30
鉍 礦 石	石灰、鉄鉍石、燐鉍石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚	60.60	94.30
肥 料			
屑 鉄	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉍、オイルコークス、ピッチ、銅鉍石	80.30	119.20
石炭類			

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① 普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。
- ② 水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。

(2) 料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。又、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分 \ 種類	普通清掃 (14人)	水洗清掃 (17人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	54,840	66,584
半夜 (16時30分から21時30分まで)	85,310	103,571

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（普通清掃14人、水洗清掃17人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口につき 単位円)

昼夜区分 \ 種類	普通清掃 (14人)	水洗清掃 (17人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	435,064	528,233
半夜 (16時30分から21時30分まで)	435,064	528,233

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（普通清掃14人、水洗清掃17人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

(1トンにつき)

前積貨物名		区分	港湾福利 分 担 金	港労法付加金		労働安定 基 金
				普通清掃	水洗清掃	
穀 飼 鉱石 肥 料 屑 鉄 石炭類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄		銭	銭	銭	銭
	石灰、鉄鉱石、燐鉱石、ボーキサイ ト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵 魚	25	8	15	22	
	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル 鉱、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石		15	15		

6. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

(1) 船内清掃料金は船艙の容積（グレンキャパシティ）に対し適用し、容積は1.133立方メートルをもって1トンとします。

(2) 専用船及び作業形態その他について特殊事情のある船内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業施行トン数（グレンキャパシティ）	基本料金適用係数
5,000 トン未満	1.6
5,000 トン以上 20,000 トンまで	1.6～1.0 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.04 ずつ減ずる)
20,000 トン	1.0（基本料金）
20,000 トン以上 40,000 トンまで	1.0～0.8 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.01 ずつ減ずる)
40,000 トン以上 50,000 トンまで	0.8～0.6 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.02 ずつ減ずる)
50,000 トン以上	0.6

8. その他

(1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料の他に委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。

(3) タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。

- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬日、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
- (6) 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (7) 脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等、及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り極め又は、慣習によります。